

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 275,350 千円

(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,071,340 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	490,694	348,514			30,526	111,654
	重度心身障害者等医療費支給事業費	91,780	35,448			12,095	44,237
	後期高齢者医療事業費	409,378	62,572		6,274	73,112	267,420
	子育て支援医療費支給事業	73,943	17,931			12,026	43,986
	児童手当支給費	319,611	270,944			10,449	38,218
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	17,620	8,034			2,058	7,528
社会保険	介護保険事業（繰出金）	477,416	27,157			96,671	353,588
保健衛生	母子保健事業	22,730	1,842			4,485	16,403
	保健事業	70,876	1,095		2,336	14,480	52,965
	予防接種費	97,292	6,709			19,448	71,135
合 計		2,071,340	780,246	0	8,610	275,350	1,007,134

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。